

道路の位置の指定取扱い基準

2021年（令和3年）4月1日

明 石 市

目 次

1.	指 定 の 制 限	・・・	1
2.	指 定 道 路 の 形 態 等	・・・	3
3.	指 定 道 路 の 構 造	・・・	8
4.	指 定 道 路 の 排 水 施 設	・・・	8
5.	そ の 他	・・・	9
6.	道 路 の 位 置 の 指 定 の 手 続 き の 流 れ	・・・	12
7.	申 請 書 の 添 付 図 書	・・・	13
8.	添 付 図 書 の 作 成 要 領	・・・	14
9.	承 諾 書 ・ 接 続 承 諾	・・・	15
10.	工 事 写 真 の 撮 影	・・・	16
11.	様 式	・・・	18

明石市道路の位置の指定取扱い基準

(趣旨)

この基準は、道路の位置の指定（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号でいう指定。以下同じ。）を受けようとする事業について、市長が行う指導及び取り扱いを定めるものとする。

1. 指 定 の 制 限

(1) 指定道路が接続する既存道路

位置の指定を受けようとする道路（以下「指定道路」という。）は、建築基準法第 4 2 条第 1 項又は第 2 項の道路に接続しなければならない。

(2) 道路の位置の指定の延長

既存指定道路の形態が、指定時の指定図と相違がある場合（すみ切りの形態、道路の幅員、転回広場の形状・位置）は、原則として当該既存指定道路からの指定道路の延長の指定はしない。

ただし、相違する部分（すみ切りの形態、道路の幅員等）が指定図以上である場合にあっては、この限りでない。

(3) 道路の位置の指定に伴う建築基準法への抵触

道路の位置の指定をすることにより、その道路に接する敷地に、建築基準法及び兵庫県建築基準条例（昭和 4 6 年兵庫県条例第 3 2 号）の規定に抵触することとなる建築物が生じる場合は、道路の位置の指定はしない。

(4) 交差点内の道路の位置の指定

交差点内及びその付近における新たな道路の位置の指定は、次の各号による。

なお、既存指定道路が次の各号を満たしていない場合は、既存指定道路から指定道路の延長の指定はしない。

(ア) 交差点より 5 メートル以上離れた位置に設けること。

(イ) 横断歩道より 5 メートル以上離れた位置に設けること。

(ウ) 一時停止線より 5 メートル以上離れた位置に設けること。

(エ) バス停車帯及びバス停標識を中心に半径 1 0 メートル以上離れた位置に設けること。

(5) 指定道路及び予定宅地の安全性

(ア) 指定道路の安全性

ア) 道路の擁壁は、道路及び通過車両等の荷重に十分耐える構造とすること。

イ) 指定道路と隣接地に段差部分が生じる場合には、擁壁を設けるなど指定道路の安全性を確保すること。

(イ) 予定宅地の安全性

予定宅地に擁壁を設ける場合には、上部を法面処理とせず、計画地盤面まで施工すること。

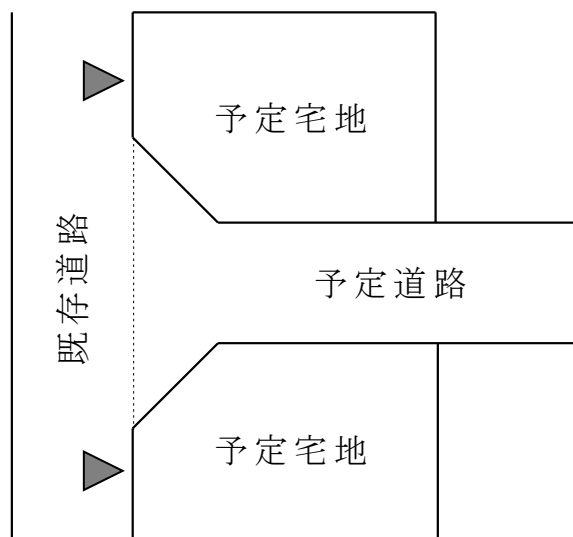
(6) 開発区域の明示

開発区域は、地先境界ブロック又は土留擁壁等で明確に区画すること。

(7) 指定道路の予定宅地

道路の位置の指定をすることなく建築確認申請の敷地設定ができる下図のような場合は、指定しない。

<不必要な道路の場合>



2. 指定道路の形態等

(1) 幅員等

(ア) 指定道路の幅員は、有効4メートル以上とすること。

※有効幅員の考え方は、別図によるものとする。

(イ) 指定道路の延長距離は、6メートル以上とすること。

ただし、既存指定道路からの延長については、この限りでない。

(ウ) 指定道路の両端は、他の道路に接続しなければならない。

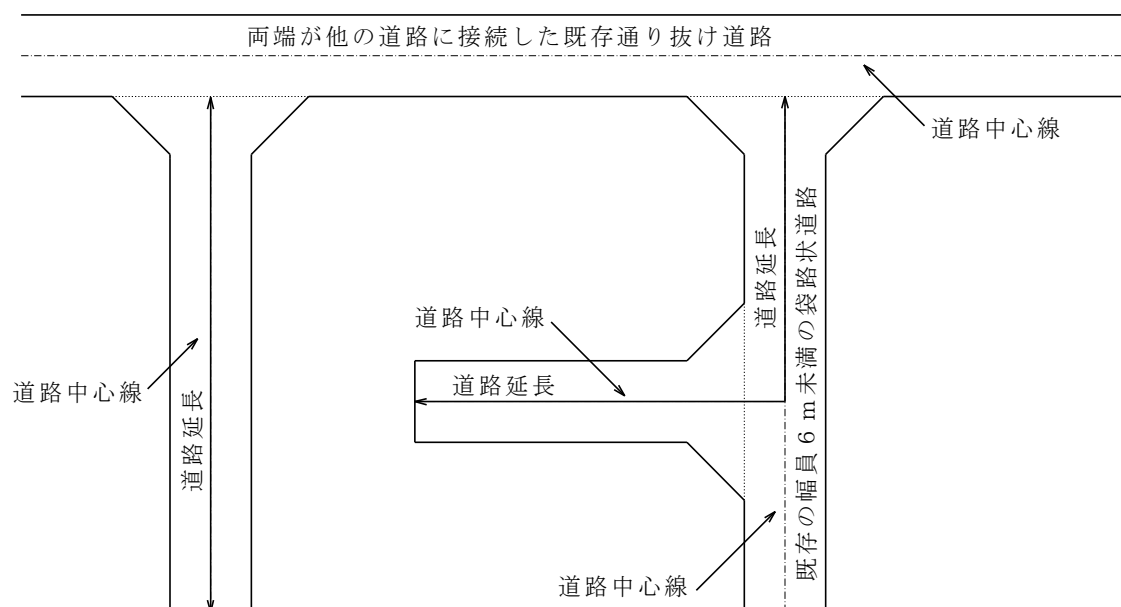
ただし、次のア)～ウ)の一に該当する場合は、この限りでない。

ア) 延長（既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接続する指定道路にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。イ)において同じ。）が35メートル以下の場合

イ) 延長が35メートルを超える場合で、終端及び区間35メートル以内ごとに市長の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合

ウ) 有効幅員が、6メートル以上の場合

(エ) 道路の延長は、下図により測定するものとする。



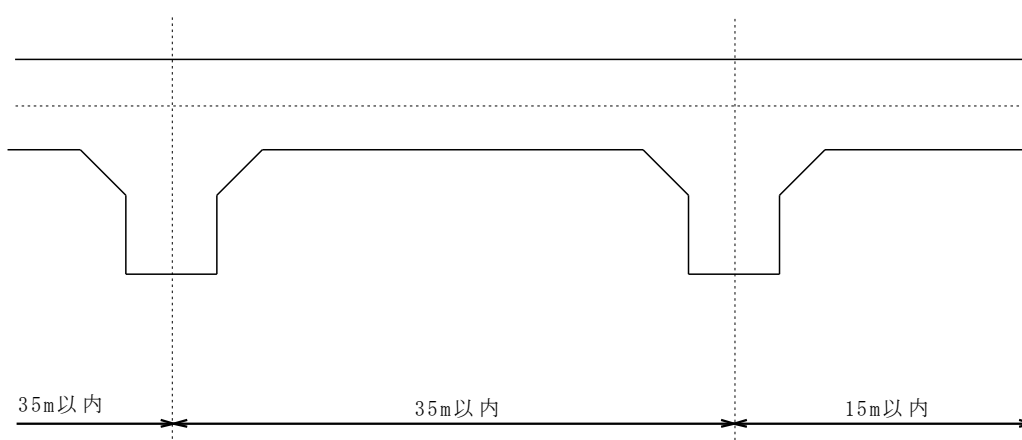
(2) 転回広場

(ア) 有効幅員 6メートル未満の袋路状の指定道路に設ける転回広場の基準は、次のとおりとする。

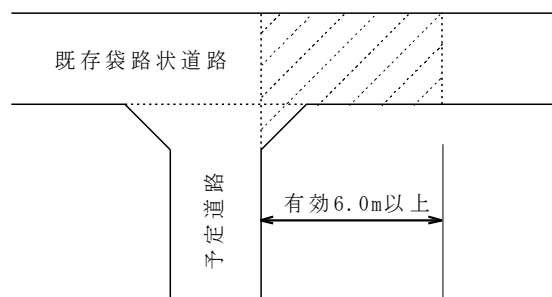
ア) 指定道路の延長が 35メートルを超える場合は、終端及び区間 35メートル以内ごとに転回広場を設けること。

指定道路の終端から 15メートル以内に設けられた転回広場は、終端に設けられたものとみなす。

ただし、自動車による通行の安全について、市長が特に必要と認める場合は、35メートル以内であっても転回広場を設置すること。



イ) 既存袋路状道路と指定道路が、直角に近い角度で交差する場合、下図ハッチ部分については、転回広場に準ずるものとして取り扱うことができる。

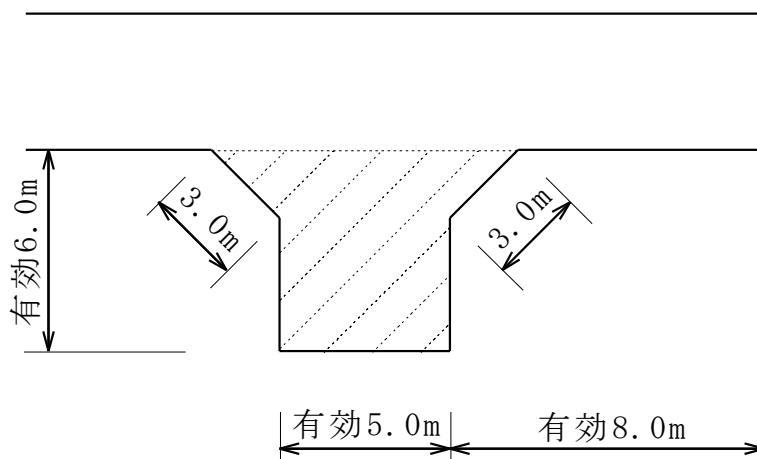


ウ) 転回広場は、第A図及び第B図に示すところによるものとする。

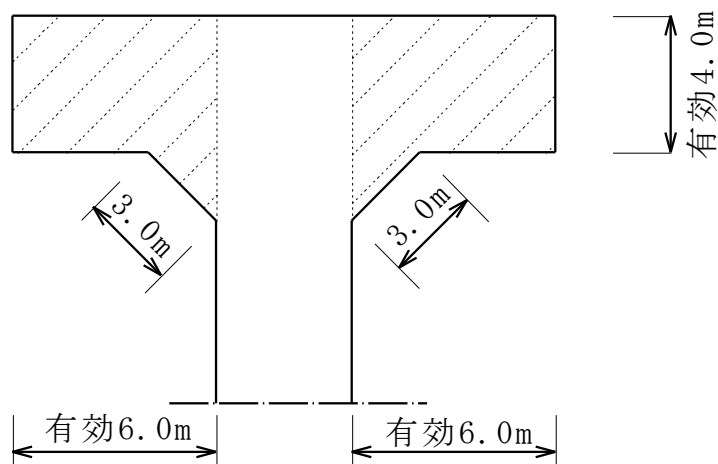
(転回広場の基準図)

※すみ切り部は、二等辺三角形

第A図



第B図



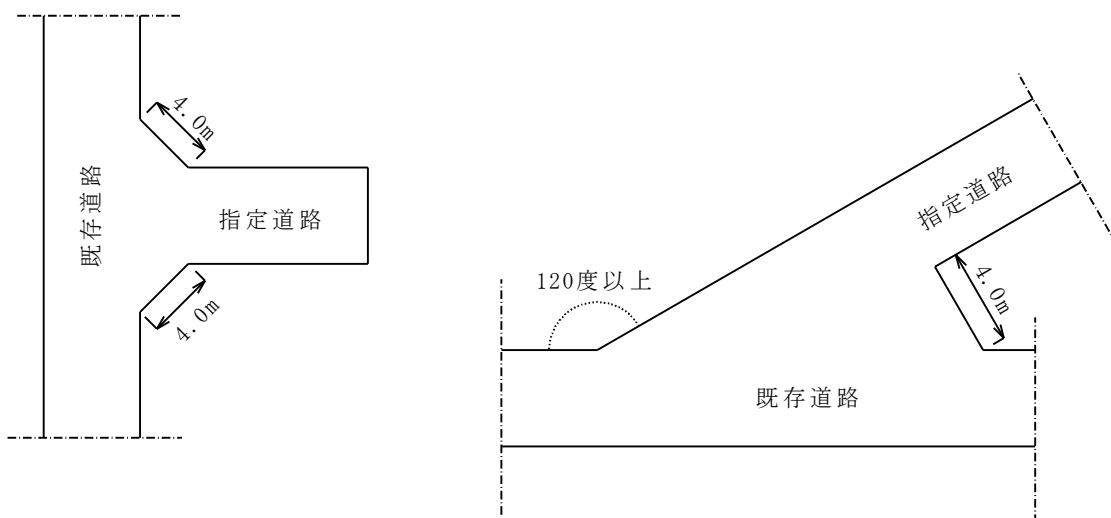
注) 転回広場から新たに指定道路を延長する場合は、すみ切りを底辺4メートル以上に改良すること。

(3) すみ切り

(ア) 指定道路とその他の道路が交差し、又は接続する角度は直角に近い角度とし、両側にすみ切りを設けるものとする。又、指定道路が屈曲する箇所についても、原則としてすみ切りを設けるものとする

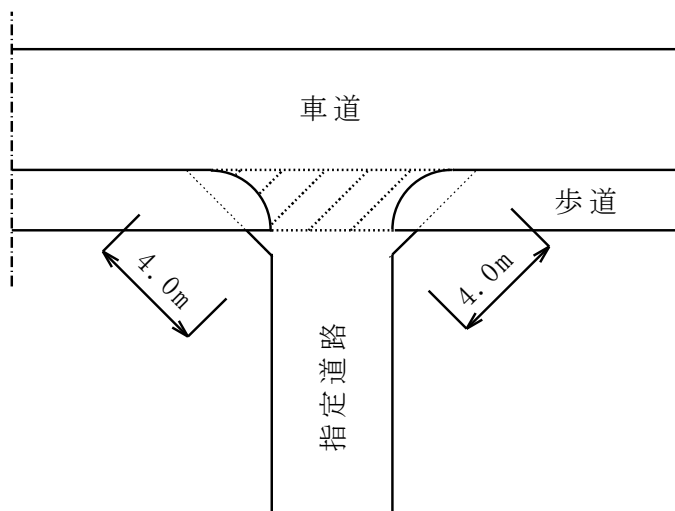
(イ) すみ切りは二等辺三角形とし、その底辺の長さは4メートル以上とすること。ただし、交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合は、すみ切りを設けなくてもよいものとする。

※すみ切り部は、二等辺三角形

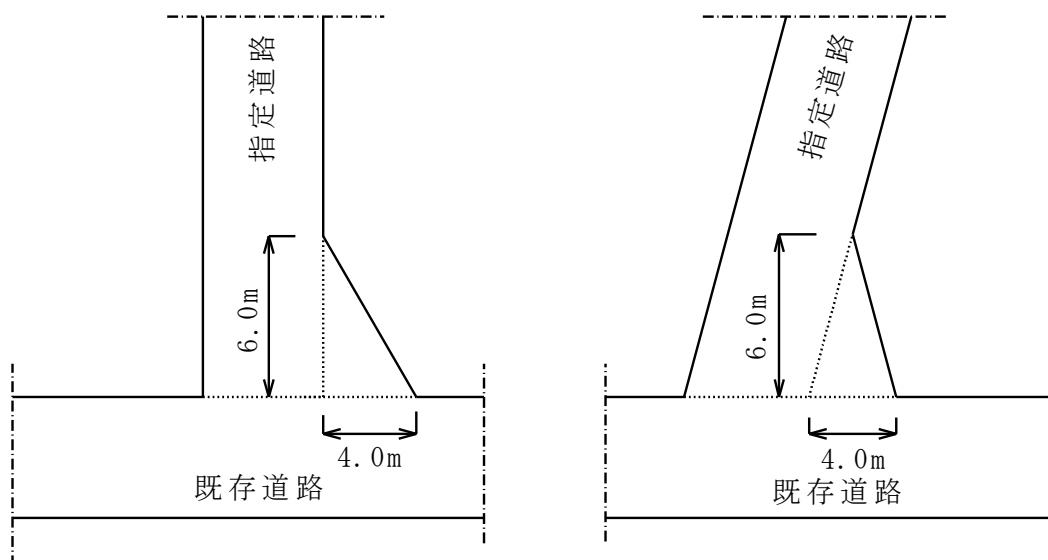


(ウ) 指定道路が接続する既存道路に歩道がある場合の、すみ切りの設置については、次の図のとおりとする。

※すみ切り部は、二等辺三角形



(エ) 指定道路に接する既存建築物等により、両側にすみ切りを設けることが困難な場合は、次の図によることができる。



3. 指定道路の構造

- (1) 指定道路の縦断勾配は、原則として8パーセント以内であり、かつ階段状でないものであること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、小区間（おおむね30メートル）に限り、縦断勾配を12パーセントまで緩和することができるものとする。
- (2) 指定道路の横断勾配は、1.5パーセントから2パーセントまでとする。
- (3) 指定道路の路盤が盛土その他軟弱な地盤に設けられた場合は、転圧等を行い強固な地盤とした後に舗装を行うものとする。
- (4) 指定道路の舗装は、アスファルト系又はコンクリート系の全面舗装とし、縦断勾配が8パーセントを超える道路については、すべり止め舗装を行うものとする。又、路盤・舗装厚については、「明石市開発事業における手続き及び基準等に関する条例」に定める基準によるものとする。

4. 指定道路の排水施設

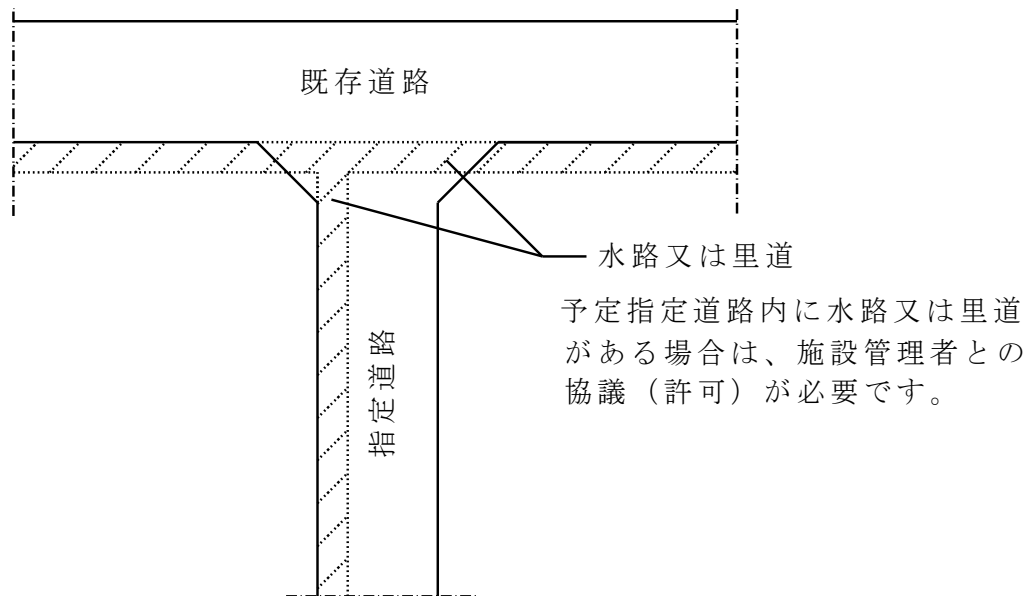
指定道路内に設ける排水施設については、下水道管理者と協議するほか、次の各号に定めるものとする。

- (1) 排水施設等の構造及び基準等に関しては、兵庫県発行の小型構造物標準図集（当該年度版）と同等以上とすること。
- (2) 縦断勾配が急な指定道路であって路面に流水が予想される場合は、必要に応じて横断集水溝を設けるものとする。
- (3) 指定道路にL型街渠を設ける場合は、原則として雨水本管が埋設される場合に限るものとする。
- (4) 指定道路の集水柵に設ける取付管は、内径15センチメートル以上とし、取付管の土被りが60センチメートル以下の場合は、重圧管の使用、又は取付管をコンクリートで360度巻き立てることにより、道路構造上支障のないものとする。
- (5) 指定道路の側溝の流速は、最小毎秒0.8メートル、最大毎秒3.0メートルとし、最大流速を超える場合は、段差工事等を施すものとする。
- (6) 横断集水溝は、スラブ打ち（鉄筋コンクリート）又は特殊円形水路とし、スラブ打ちの場合は2メートルごとに掃除口を設けるものとする。

- (7) 指定道路に設ける横断集水溝の掃除口及び集水柵等に設ける蓋は、T-25トンのグレーチング蓋（受枠付、振動騒音防止型）を使用するものとする。

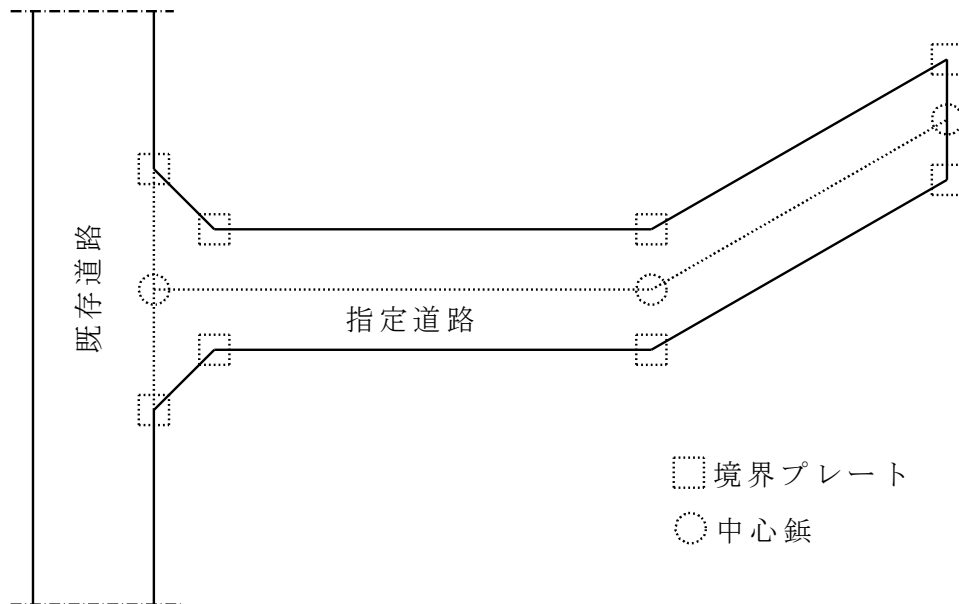
5. そ の 他

- (1) 指定道路内に水路（又は里道）がある場合で、当該部分について管理者等との協議が完了している場合は、これを含むことができる。



- (2) 高圧線下に指定道路を設ける場合は、電気事業者と事前に協議を行うこと。
- (3) 指定道路内には、電柱等幅員確保の妨げとなるものを設置しないこと。
- (4) 指定道路内及び取付先道路との交差部分において、急な屈曲部分、急勾配部分、突き当たり部分、見通しの悪い交差点が生じる場合、又通学児童及び歩行者の多い箇所等で、市長が必要と認める場合には、防護柵、視線誘導標、カーブミラー、街路灯、標識その他必要な交通安全施設等を設置するものとする。
- (5) 敷地及び近隣等の状況からみて、市長が必要と認める場合には、ごみ集積場を設置すること。

- (6) 指定道路とその他の土地との境界を明確にするため、起点、終点及び境界の屈曲点並びに市長の指示する箇所に、境界プレート等を設置しなければならない。



附則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成14年9月1日から施行する。

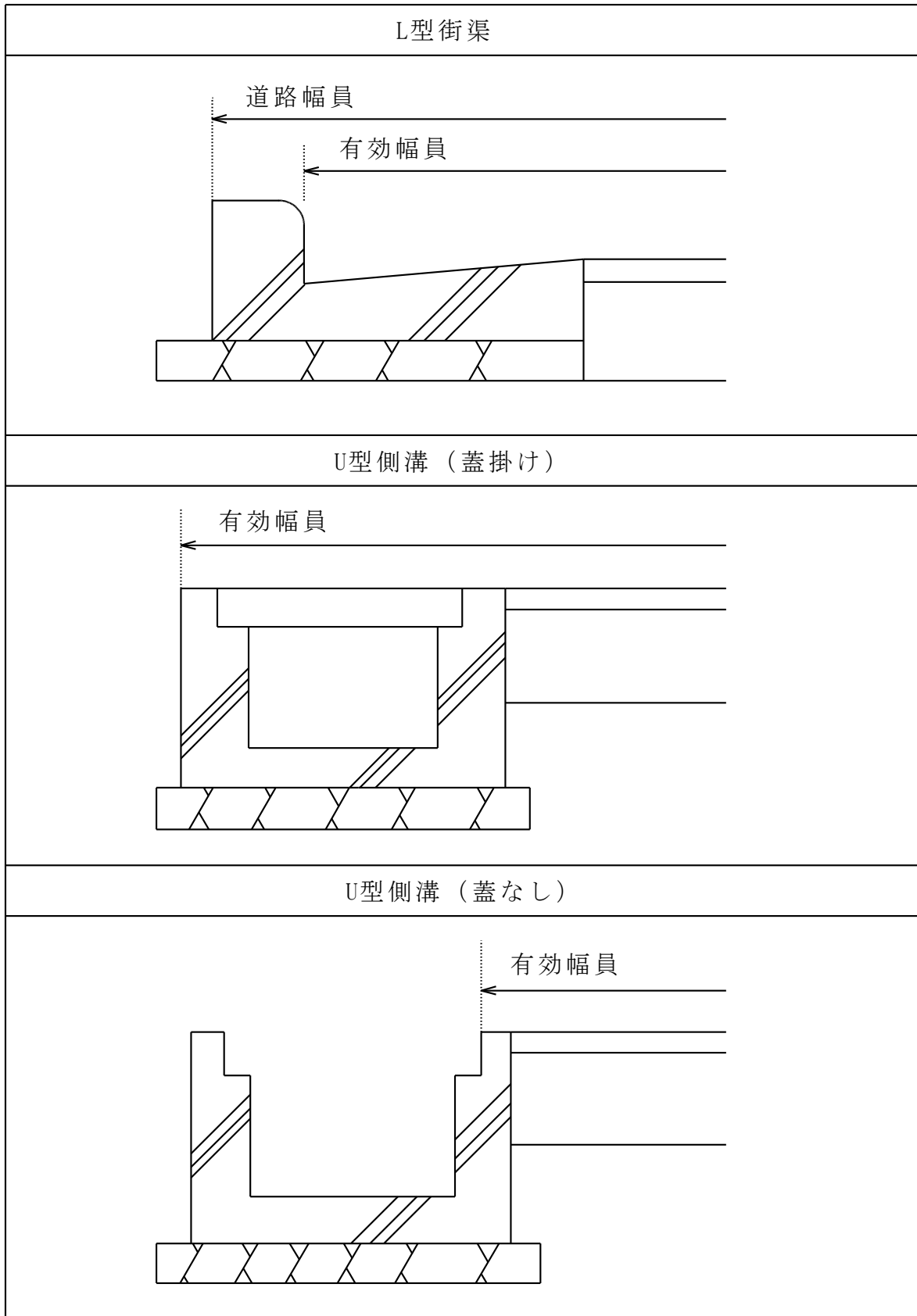
(明石市道路の位置の指定指導基準の廃止)

- 2 明石市道路の位置の指定指導基準（以下「旧基準」という。）は、廃止する。

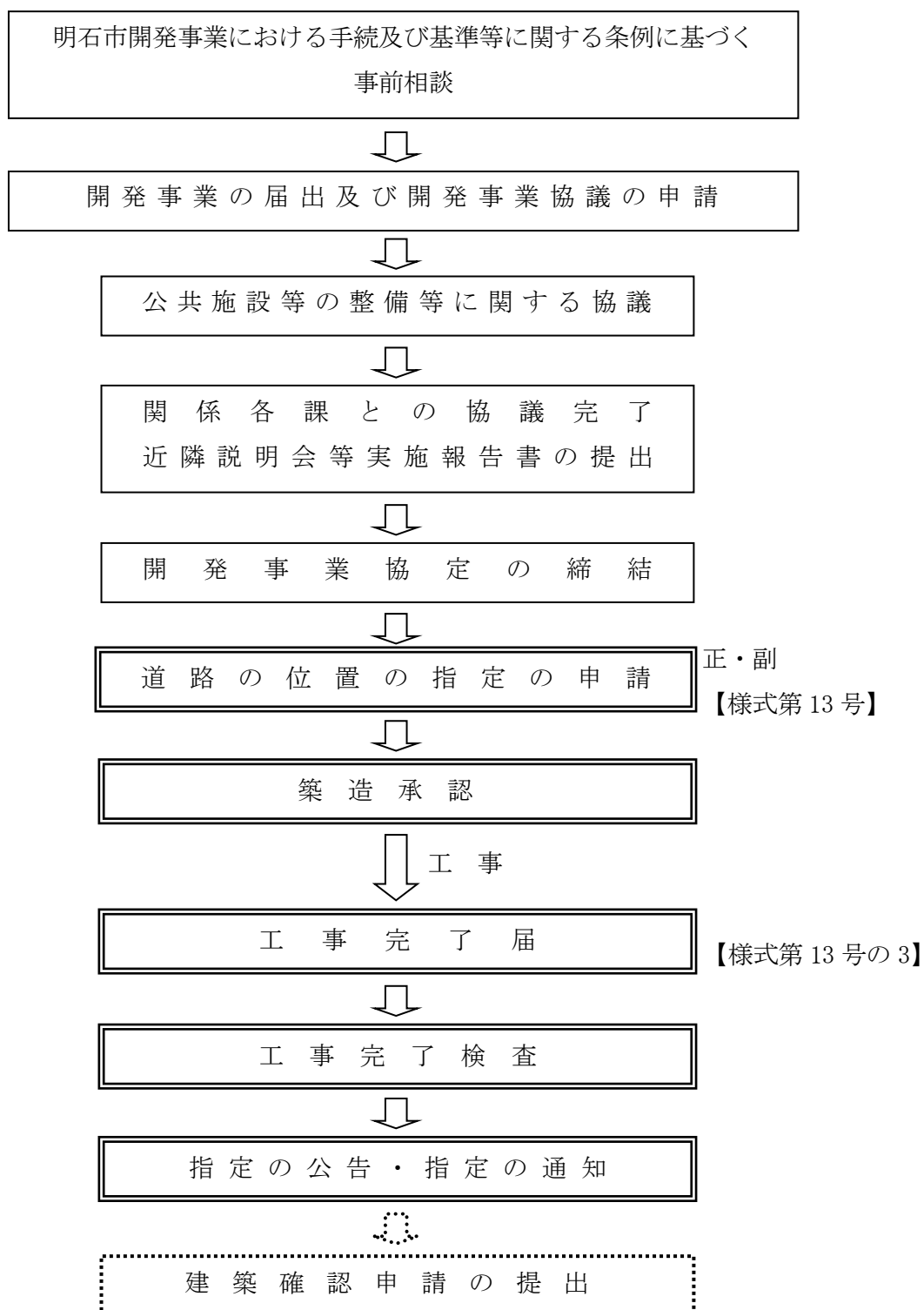
(経過措置)

- 3 施行日前に旧基準の規定によって、明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例に基づく開発事業届及び明石市開発事業指導要綱に基づく協議申請書が提出されたものについては、なお従前の例による。

別 図



6. 道路の位置の指定の手続きの流れ



※手続きについては、平成19年10月1日施行「明石市開発事業における手続及び基準等に関する条例」に基づき行うものとする。

7. 申請書の添付図書

道路の位置の指定・取消し申請書【様式第13号】の正・副にそれぞれ添付。

添付図書等	備考
委任状	委任者が個人の場合は署名、法人の場合は代表者印の押印が必要です。
指定道路接続承諾書	既存の指定道路に接続する場合は、関係権利者の承諾が必要【様式第14号の2】
既存道路接続承諾書	既存の道路に接続する場合は、関係権利者の承諾が必要
溝渠付替・改造許可書 行政財産目的外使用許可書 公有水面使用許可書 公共用財産改築許可書	道路位置指定申請書正本に許可書の写しを、申請書副本に許可書原本を添付。なお、道路位置指定を目的とする改築及び使用許可等は、必ず使用目的が位置指定である旨の明記をしたもの。
印鑑証明	道路の管理者及び道路の指定を受ける部分の土地所有者等関係権利者のもの。権利者が法人にあっては、法人の代表者の印鑑証明書及び資格証明書も必要。(発行の日から3ヶ月以内のもの) 原本還付はしません。
戸籍謄本及び相続関係図等	登記簿上の権利者が死亡している場合
法定代理人、後見人の承諾書	権利者が未成年の場合
指定道路部分の土地登記簿謄本	発行の日から3ヶ月以内のもの 権利者等の現住所と土地登記簿謄本に記載されている住所が相違している場合は、住民票抄本又は、住居表示証明書を添付。
公図(字限図・国土調査図等)	申請道路部分が分筆されていない場合は、点線で道路部分の形態を記入。
付近見取図(A4)	縮尺: 1 / 2500
指定申請図及び承諾書コピー(A2)	承諾書の記入については、15ページの説明を参照。申請図書を訂正する場合は、原則として権利者全員の訂正印が必要。ただし、権利におよばない軽微な訂正は代理者の訂正印でも可 指定申請図及び承諾書原図(A2)は申請書(正・副)には本用紙(追加紙を含む)のコピーを添付し、本用紙は別に(同時に)提出すること。
現況写真	申請区域全体及び取付先道路の概要がわかるもの。
一般図	14ページ「8. 添付図書の作成要領」(6~13)
その他市長が必要と認める図書等	

8. 添付図書の作成要領

	番号	図面名称	縮尺標準	明 示 す べ き 事 項
指定申請図及び承諾書 A2 (様式第 15 号)	1	道路計画平面図	1/250 以上	1 縮尺、方位 2 予定道路（朱書）、予定敷地 3 造成区域辺長 4 既存道路の種別及び幅員 5 既存指定道路の指定年月日及び番号 6 新設道路の幅員・勾配・延長 7 排水方向（雨水） 8 会所の位置（雨水） 9 予定建築物の用途 10 隣接する既設建築物の位置・用途 11 地番界 12 隣接地との高低差 13 工作物の位置 14 道路断面線
	2	道路断面図	1/50 以上	1 縮尺 2 道路勾配 3 舗装の工法 4 会所の構造（雨水） 5 側溝の構造
	3	付近見取図	1/2500 白地図	方位（平面図と方位を合わせて下さい。）
	4	公図 （国土調査図等）	1/500 以上	1 転写場所 2 転写年月日 3 転写した者の住所及び氏名 4 指定道路の区域が分筆されていない場合は、その位置を点線（朱書）で記入して下さい。 5 平面図と方位を合わせて下さい。
	5	承諾書		【様式第 1 4 号】
一般図	6	現況平面図	1/250 以上	開発区域（朱書）
	7	造成計画平面図	1/250 以上	開発区域（朱書）
	8	造成計画縦横断面図	1/200 以上	1 切土（黄塗） 2 盛土（緑塗）
	9	求積図	1/250 以上	1 道路 2 予定宅地 3 水路・里道
	10	雨水排水施設計画平面図	1/250 以上	1 開発区域（朱書） 2 材質・管径・排水方向
	11	汚水排水施設計画平面図	1/250 以上	1 開発区域（朱書） 2 材質・管径・排水方向
	12	構造図等	1/50 以上	1 汚水排水施設構造図 2 雨水排水施設構造図 3 擁壁構造図 4 ごみ集積施設図
	13	その他		市長が必要と認める図面

注) 道路計画平面図の表現は様式第 14 号の凡例による。

9. 承諾書・接続承諾

(1) 承諾書

(ア) 承諾書の印は、印鑑登録された印鑑で押印して下さい。

(イ) 承諾が必要な関係権利者は、指定道路の所有者、その他登記簿謄本に記載されている者（仮登記権者、抵当権者、地役権者等）とします。

(ウ) 権利者が共有名義の場合、共有名義人全員が押印して下さい。

(エ) 権利者の死亡等による不在で登記簿上権利の移転がなされていない場合、相続する権利者を証明する書面にに基づき、相続人全員が押印して下さい

(オ) 法定代理人（親権者、後見人、補佐人）のある場合、法定代理人が押印して下さい。

※ 上記に示す承諾書の押印は、各地名地番及び権利別ごとに押印して下さい。なお、同一権利者であっても各地名地番及び権利別ごとに押印が必要です。

(2) 接続承諾（承認）

(ア) 既存道路（指定道路を含む。）に接続（延長）する場合は、既存道路の管理者又は接する土地所有者の承諾を得て下さい。（国道、県道、市道を除く。）

(イ) 既存道路の管理者と申請道路の管理者、既存道路の土地所有者と申請道路の土地所有者がそれぞれ同じ場合は、指定道路接続承諾書は不要とします。

10. 工事写真の撮影

工事完了後、検査困難な箇所形状、寸法並びに工事施工状況等について撮影と記録をし、完了検査の資料として工事用アルバム等に整理してA4版で提出して下さい。又、下記に示す部位以外でも、現場で目視の検査ができない部分については、写真撮影を行い提出して下さい。

(1) 工事写真の提出時期

道路の位置の指定の工事完了届の提出と同時に工事写真を提出して下さい。

(2) 写真撮影の箇所

(ア) 現況写真（工事施工前）

- ア) 全景（少なくとも2方向以上）
- イ) 公共施設（道路、里道、水路）の状況

(イ) 道路工事

- ウ) 路床、路盤の転圧状況
- エ) 舗装の状況（寸法明示）
- オ) 側溝（寸法明示）
- カ) その他（幅員、竣工状況など）

(ウ) 排水工事

- キ) 掘削
- ク) 管渠の布設状況（寸法明示）
- ケ) 水路等の構造物（寸法明示）
- コ) マンホールと取付け管の接続部
- サ) その他（竣工状況など）

(エ) 擁壁工事（予定宅地部分を含む）

- シ) 床掘
- ス) 配筋状況（寸法明示）
- セ) 水抜き穴の設置状況（寸法明示）
- ソ) 擁壁の形状（寸法明示）
- タ) 透水層の設置（寸法明示）
- チ) その他（竣工状況など）

(3) 写真撮影の方法

各種構造物等寸法を明示して撮影する場合は、箱尺、ポール等の測定器具をあて構造物等の寸法が明確に読み取ることができるようにすると共に、撮影箇所、撮影年月日、

構造物等の内容等を記入した黒板を掲示し撮影して下さい。

注) 上記工事写真の提出がない場合は、道路の位置の指定ができない場合があります。なお、関係各課より、検査の方法等、特に指示等がある場合は、別途関係各課の指示を受けて下さい。

正 道路の位置の指定・取消し申請書

年 月 日			
明石市長 様		申請者氏名	
建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定により道路の位置の指定・取消しを受けたいので、 次のとおり申請します。			
1	築造主の住所及び氏名	電話	
2	代理者の住所及び氏名	電話	
3	工事施行者の住所及び氏名	電話	
4	道路の管理者の住所及び氏名	電話	
5	道路となる土地の地名地番	明石市	
6	地域・地区		
7	開発区域の面積	m ²	8 道路の面積
9	道路の幅員	m	10 幅員別の道路の延長
11	工事予定年月日	(着手) 年 月 日	(完了) 年 月 日
※ 指定年月日 年 月 日 指定番号 第 号			
※ 受 付 欄		※ 備 考 欄	

- [注意] (1) ※欄は、申請者において記入しないでください。
 (2) 申請者が、道路となる土地の所有者又はその土地若しくはその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者である場合にあっては、申請者の印鑑証明書を添付してください。

(裏 面)

現地調査年月日	年 月 日	調査員氏名	
現地調査所見			
注意事項／副本の123以外			
築造完了年月日	年 月 日		
完了検査日	年 月 日	検査員氏名	
検査所見			

[注意] この面は、申請者において記入しないで下さい。

副

道路の位置の指定・取消し通知書

<p style="margin: 0;">指定年月日 年 月 日</p> <p style="margin: 0;">指定番号 第 一 号</p> <p style="margin: 20px 0 0 0;">様</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">明石市長 (印)</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">建築基準法第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定・取消しをしたので通知 します。</p>		
注 意 事 項	<p>1 道路は、常に適正に保持すること。</p> <p>2 境界杭等は、移動又は滅失しないように保持すること。</p> <p>3 常に管理者を定めておくこと。</p>	
1	築造主の住所及び氏名	電話
2	代理者の住所及び氏名	電話
3	工事施行者の住所及び氏名	電話
4	道路の管理者の住所及び氏名	電話
5	道路となる土地の地名地番	明石市
6	地域・地区	
7	開発区域の面積 ㎡	8 道路の面積 ㎡
9	道路の幅員 m	10 幅員別の道路の延長 m
11	工事予定年月日 (着手) 年 月 日 (完了) 年 月 日	

指 定 道 路 接 続 承 諾 書

申 請 者

住 所 _____

氏 名 _____

私が、明石市 _____ におい

て、既に道路の位置の指定を受けている次の道路

指定年月日

年 月 日

指定番号

第 一 号

に、上記の申請者が建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定により道路の位置の指定を受ける道路を接続することを承諾します。

承 諾 者

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

(印)

既存道路接続承諾書

申請者

住所 _____

氏名 _____

私が、明石市 _____ に所有
(管理) している既設道路部分に、上記の申請者が建築基準法第 42 条第 1 項第 5
号の規定により道路の位置の指定を受ける道路を接続することを承諾します。

承諾者

年 月 日

住所 _____

氏名 _____ (印)

工 事 完 了 届

年 月 日

明石市長 様

築造主 住 所
氏 名

年 月 日付けで築造承認された道路を下記のとおり築造した
ので届け出ます。

記

受付番号	第 号	完了年月日	年 月 日
築造場所	明石市		

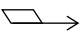
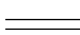
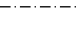
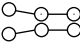
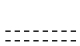
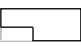

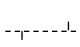
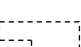
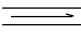

※ 受 付 欄

様式第 14 号（第 11 条関係）

指定年月日・番号	年 月 日 第 号	
告示年月日・番号	年 月 日 第 号	

承 諾 書					
この図面の記載のとおり道路の位置の指定・取消し（私道の変更又は廃止承認）を承諾します。 （申請者） 殿					
道路の幅員		道路の延長		道路の面積	
工事着手 予定年月日	年 月 日	工事完了 予定年月日	年 月 日		
道路の管理者の住所及び氏名	住 所 氏 名 ⑩				
道路となる土地の地名地番	地目	権利の種類	住 所	氏 名	印
備考	（上記承諾に関する特記事項を記入して下さい。）				
	申請者は、常に道路の管理者を定めること。 道路の管理者は、常に建築基準法施行令第 144 条の 4 第 1 項及び第 2 項に規定する基準に適合するよう保持すること。				
図面作成者住所氏名					

凡 例

方 位		既存道路及び既指定道路 （年月日・番号記入のこと）		市 町 村 界	
申請する道路の 位置（朱書）		今後予定する道路		既存建築物 （用途記入のこと）	
標識の位置		地 番 界		予定建築物 （同上）	
下水・側溝等		敷 地 界			

〔注 意〕

- 1 承諾書の「権利の種類」欄は、道路となる土地又はその土地にある建築物若しくは工作物について該当する権利（所有権、借地権等）をそれぞれ記入すること。
- 2 図面にも地番、権利の種類及び氏名を記入すること。
- 3 付近見取図、道路図及び標準断面図を記載し、方位を一致させること。
- 4 延長は幅員別に記入すること。
- 5 本用紙のみで記入できない場合は、同質、同形の用紙を使用し、該当する部分において権利を有する者及び図面作成者の印で本用紙と割印して追加すること。
- 6 申請書（正・副）には本用紙（追加紙を含む。）のコピーを添付し、本用紙は別に（同時に）提出すること。
- 7 本用紙により承諾した者の印鑑証明書を添付すること。
- 8 指定の取消しを受ける場合は、「道路の管理者の住所及び氏名」欄は記載する必要はない。